



報道関係者各位

平成25年11月11日

【照会先】

三重労働局職業安定部

職業対策課長 内 田 護

課 長 補 佐 西 勝 美

高齢・障害者雇用対策係長 結 城 真 明

(直通電話) 059-226-2306

高年齢者の雇用確保措置「実施済み」98.7%(全国 2 位)

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は大幅増加

～三重県内企業の平成 25 年「高年齢者の雇用状況」集計結果～

三重労働局では、高年齢者を 65 歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成 25 年「高年齢者の雇用状況」(6 月 1 日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員 31 人以上の企業 1,860 社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員 31 人～300 人規模を「中小企業」、301 人以上規模を「大企業」としています。

※ 平成 25 年 4 月 1 日の改正高年齢者雇用安定法の施行後としては初めての結果の公表となります。

【集計結果の主なポイント】

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は98.7%(前年比0.1ポイント増加)(表 1)【**全国 2 位**】

- ・ 中小企業は 98.6%(同0.1ポイント増加)
- ・ 大企業は 100.0%(昨年と同じ)

※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があった。(参考) 制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると0.1ポイントの上昇(全国は、5.0ポイント減少)

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は大幅増加

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業は1,423社(対前年差347社増加)、割合は76.5%(同17.1ポイント増加)(表 4)【**全国 5 位**】

- ・ 中小企業では1,346社(同309社増加)、78.2%(同16.3ポイント増加)
- ・ 大企業では77社(同38社増加)、55.4%(同26.9ポイント増加)で、制度改正により大幅に増加、特に大企業は倍増

(2) 70歳以上まで働ける企業は416社（同31社増加）、割合は22.4%（同1.1ポイント増加）
(表5) **【全国7位】**

- 中小企業では401社（同30社増加）、23.3%（同1.1ポイント増加）
- 大企業では15社（同1社増加）、10.8%（同0.6ポイント増加）で、中小企業の取り組みの方が進んでいる。

3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者（2,981人）のうち、継続雇用された人は2,334人（78.3%）、継続雇用を希望しない定年退職者は626人（21.0%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は21人（0.7%）（表7-1）

※ 今回の集計における定年到達者については、平成24年6月1日～平成25年3月31日の10か月間は改正前の旧制度下の状況、平成25年4月1日～平成25年5月31日までの2か月間は改正後の状況となっている。

詳細は、次頁以下をご参照ください。

<集計対象>

常時雇用する労働者が31人以上の企業1,860社

中小企業（31～300人規模）：1,721社

（うち31～50人規模：721社、51～300人規模：1,000社）

大企業（301人以上規模）：139社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、本年と前年の数値は単純には比較できない。

(1) 全体の状況

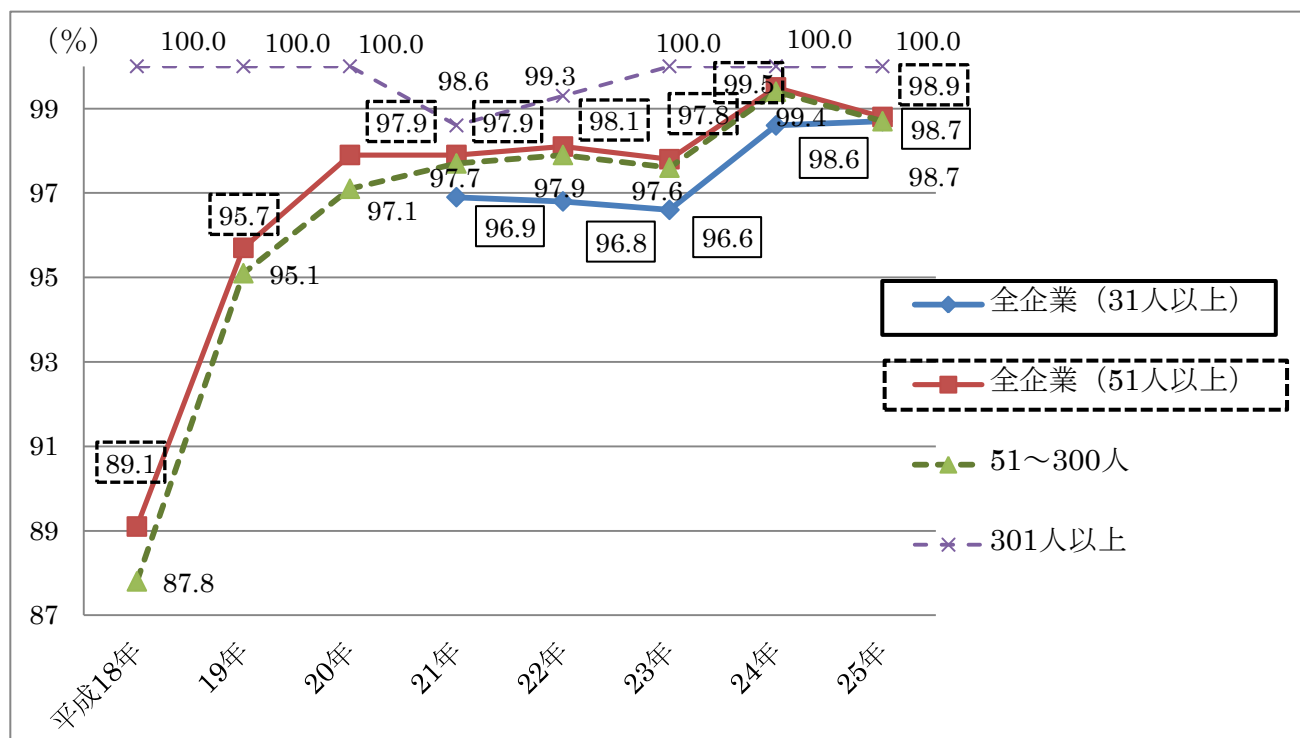
高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は 98.7%(1,836 社)、51 人以上規模の企業で 98.9%(1,126 社)となっている。

(参考:制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると 0.1 ポイントの増加(51 人以上規模の企業で 0.6 ポイント減少))。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は 1.3%(24 社)(同 0.1 ポイント減少)、51 人以上規模企業で 1.1%(13 社)(同 0.6 ポイント増加)となっている。(表1)

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 100.0%(139 社)(昨年と同じ)、中小企業では 98.6%(1,697 社)(同 0.1 ポイント増加)となっている。(表1)

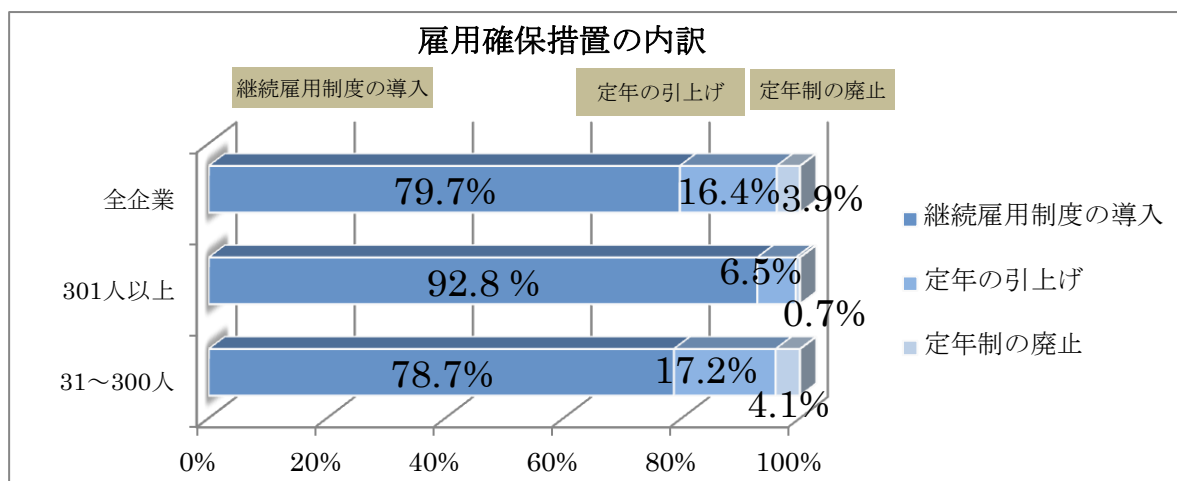


(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 3.9% (71 社) (同 0.1 ポイント減少)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 16.4% (301 社) (同 0.6 ポイント増加)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 79.7% (1,464 社) (同 0.5 ポイント減少)

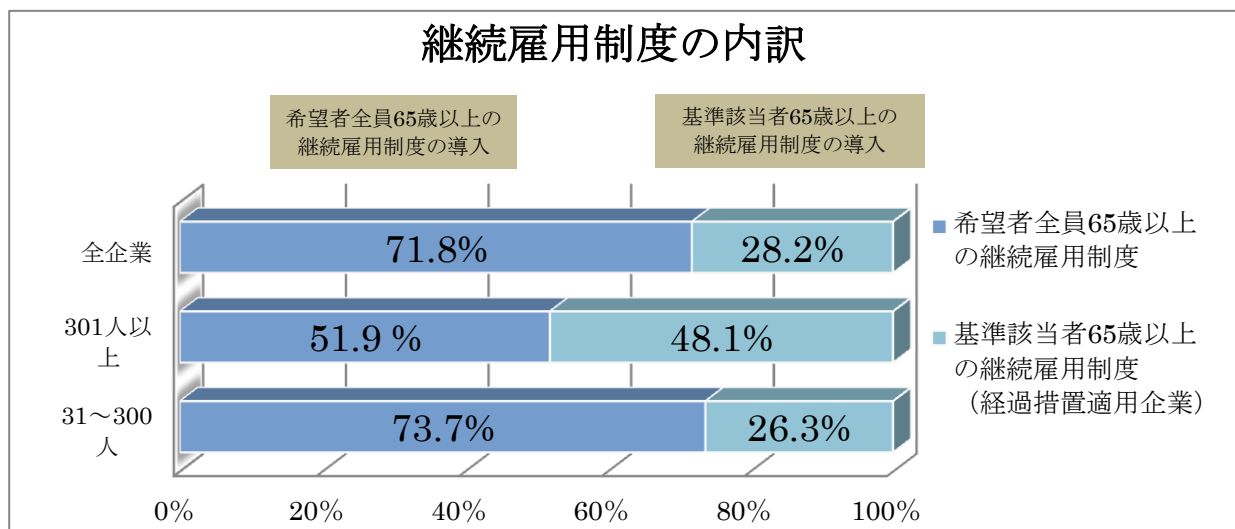
となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(表3-1)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,464 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 71.8% (1,051 社) (同 17.2 ポイント増加)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 28.2% (413 社) (同 17.2 ポイント減少)となっている。(表3-2)



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,464 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は 95.3%(1,395 社)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は 4.7%(69 社)となっている。

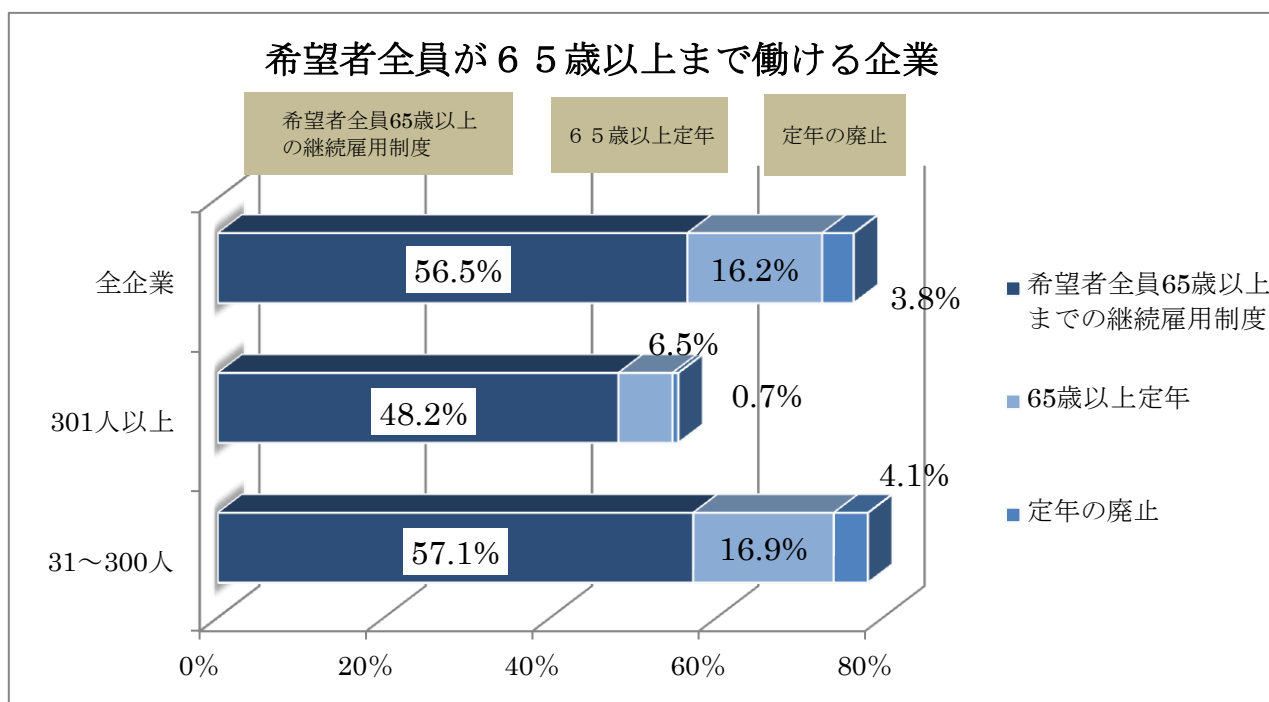
2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 1,423 社(対前年差 347 社増加)、割合は 76.5%(同 17.1 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 1,346 社(同 309 社増加)、78.2%(同 16.3 ポイント増加)、
 - ② 大企業では 77 社(同 38 社増加)、55.4%(同 26.9 ポイント増加)、
- となっており、制度改正により大幅に増加、特に大企業は倍増している。(表4)

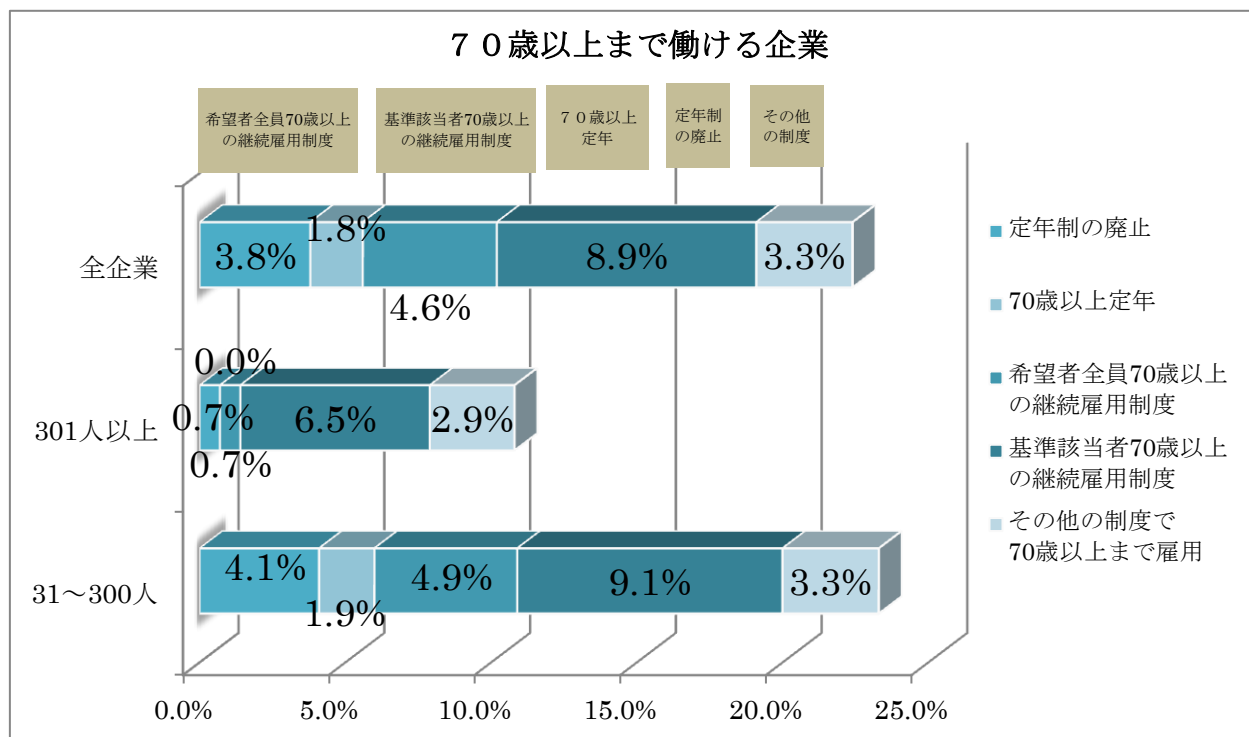


(2) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、416 社(同 31 社増加)、割合は 22.4%(同 1.1 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 401 社(同 30 社増加)、23.3%(同 1.1 ポイント増加)、
 - ② 大企業では 15 社(同 1 社増加)、10.8%(同 0.6 ポイント増加)、
- となっている。(表5)

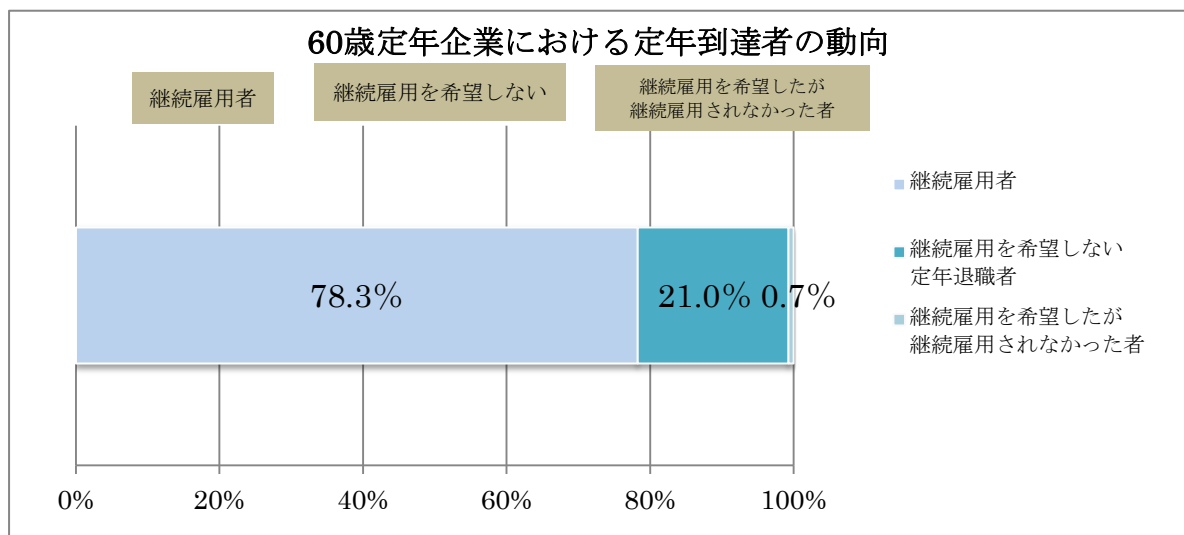


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

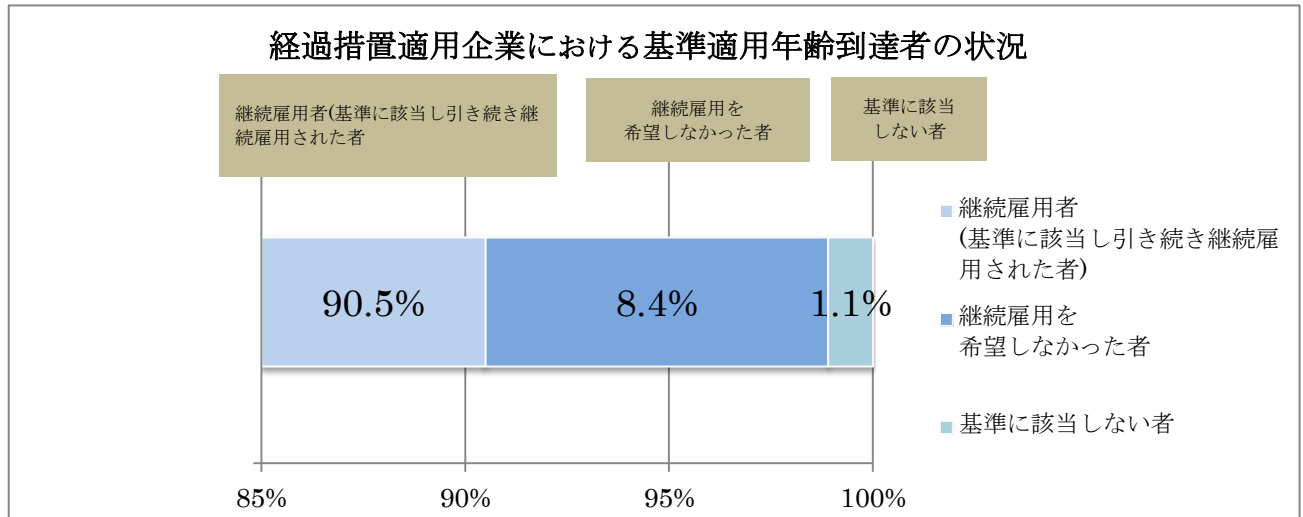
※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったが、定年到達者については、平成 24 年6月1日～平成 25 年3月 31 日の 10 か月間は改正前の旧制度下の状況であり、改正後の状況は平成 25 年4月1日～平成 25 年5月 31 日までの2か月間に限られるため、制度改正の影響は一部分しか反映されていない。

過去1年間(平成 24 年 6 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日)の 60 歳定年企業における定年到達者(2,981 人)のうち、継続雇用された者は2,334 人(78.3%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は 75 人)、継続雇用を希望しない定年退職者は 626 人(21.0%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は 21 人(0.7%)となっている。(表7-1)



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61 歳)に到達した者(718 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は650 人(90.5%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は60 人(8.4%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は8 人(1.1%)となっている。(表7-2)



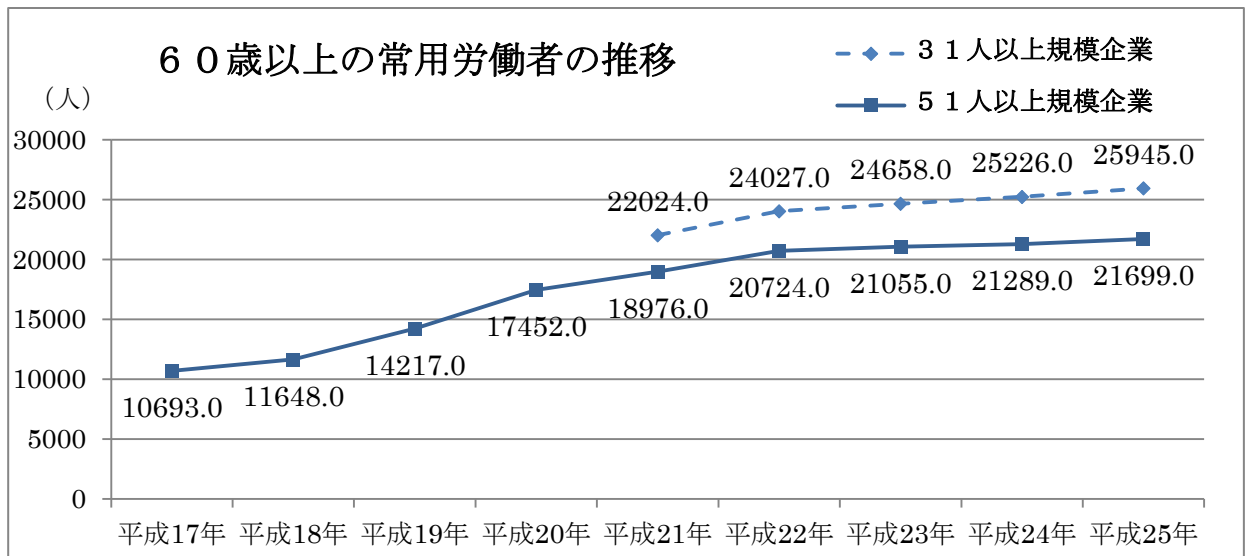
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31 人以上規模企業における常用労働者数(231,538 人)のうち、60 歳以上の常用労働者数は25,945 人で11.2%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64 歳が17,232 人、65 歳以上が8,713 人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51 人以上規模企業における60 歳以上の常用労働者数は21,699 人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると、約1 万1 千人増加している。31 人以上規模企業における60 歳以上の常用労働者数は25,945 人であり、平成 21 年と比較すると、約4 千人増加している。(表8)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業が24社(31人以上規模企業)【対前年差0.1ポイント減少】あることから、引き続き、労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 希望者全員が65歳まで働ける企業の更なる普及

高齢法の改正により、確保措置は原則として65歳までの希望者全員を対象とする制度となっていることについて周知し、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入を図る。また、経過措置利用企業に対して同様の周知、啓発を実施する。

(3) 「70歳まで働ける企業」の更なる普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31～300人	1,697	(1,649)	24	(25)	1,721	(1,674)
	98.6%	(98.5%)	1.4%	(1.5%)	100.0%	(100.0%)
	710	(660)	11	(19)	721	(679)
	98.5%	(97.2%)	1.5%	(2.8%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	987	(989)	13	(6)	1,000	(995)
	98.7%	(99.4%)	1.3%	(0.6%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	139	(137)	0	(0)	139	(137)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,836	(1,786)	24	(25)	1,860	(1,811)
	98.7%	(98.6%)	1.3%	(1.4%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	1,126	(1,126)	13	(6)	1,139	(1,132)
	98.9%	(99.5%)	1.1%	(0.5%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	31～50人	98.5%	(97.2%)	1.5%	(2.8%)				
	51～100人	98.8%	(99.0%)	1.2%	(1.0%)				
	101～300人	98.5%	(100.0%)	1.5%	(0.0%)				
	301～500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501～1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	合 計	98.7%	(98.6%)	1.3%	(1.4%)				
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上				
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	100.0%	(98.9%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(1.1%)	0.0%	(0.0%)
	製造業	98.6%	(98.3%)	98.3%	(98.9%)	1.4%	(1.7%)	1.7%	(1.1%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	91.7%	(95.5%)	100.0%	(100.0%)	8.3%	(4.5%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	98.9%	(99.5%)	100.0%	(100.0%)	1.1%	(0.5%)	0.0%	(0.0%)
	卸売業、小売業	98.6%	(99.0%)	98.3%	(100.0%)	1.4%	(1.0%)	1.7%	(0.0%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	96.6%	(92.3%)	100.0%	(100.0%)	3.4%	(7.7%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(98.0%)	100.0%	(97.0%)	0.0%	(2.0%)	0.0%	(3.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(97.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(3.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	99.1%	(98.6%)	98.2%	(100.0%)	0.9%	(1.4%)	1.8%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	99.0%	(98.9%)	99.1%	(99.1%)	1.0%	(1.1%)	0.9%	(0.9%)
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	98.7%	(98.6%)	98.8%	(99.5%)	1.3%	(1.4%)	1.2%	(0.5%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
31～300人	70 (71)	292 (276)	1,335 (1,302)	1,697 (1,649)
	4.1% (4.3%)	17.2% (16.7%)	78.7% (79.0%)	100.0% (100.0%)
	47 (43)	143 (121)	521 (496)	711 (660)
	6.6% (6.5%)	20.1% (18.3%)	73.3% (75.2%)	100.0% (100.0%)
51～300人	23 (28)	149 (155)	814 (806)	986 (989)
	2.3% (2.8%)	15.1% (15.7%)	82.6% (81.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (0)	9 (6)	129 (131)	139 (137)
	0.7% (0.0%)	6.5% (4.4%)	92.8% (95.6%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	71 (71)	301 (282)	1,464 (1,433)	1,836 (1,786)
	3.9% (4.0%)	16.4% (15.8%)	79.7% (80.2%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	24 (28)	158 (161)	943 (937)	1,125 (1,126)
	2.1% (2.5%)	14.1% (14.3%)	83.8% (83.2%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

「②定年の引上げ」は65歳以上(平成24年は64歳以上)の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上(平成24年は64歳以上)としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上の 継続雇用制度 (経過措置適用企業)	合計(①+②)
31～300人	984 (747)	351 (555)	1,335 (1,302)
	73.7% (57.4%)	26.3% (42.6%)	100.0% (100.0%)
	414 (318)	107 (178)	521 (496)
	79.5% (64.1%)	20.5% (35.9%)	100.0% (100.0%)
51～300人	570 (429)	244 (377)	814 (806)
	70.0% (53.2%)	30.0% (46.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	67 (36)	62 (95)	129 (131)
	51.9% (27.5%)	48.1% (72.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	1,051 (783)	413 (650)	1,464 (1,433)
	71.8% (54.6%)	28.2% (45.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上総計	637 (465)	306 (472)	943 (937)
	67.6% (49.6%)	32.4% (50.4%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	自社以外の継続雇用先がある企業								合計 (①～⑦)
	① 自社のみ	② 自社、親会 社・子会社	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、親会 社・子会社、 関連会社等	⑤ 親会社・子 会社	⑥ 親会社・子 会社、関連 会社等	⑦ 関連会社等	小計 (②～⑦)	
31～300人	1,277	29	10	9	8	0	2	58	1,335
	95.7%	2.2%	0.7%	0.7%	0.6%	0.0%	0.1%	4.3%	100.0%
31～50人	503	7	3	6	2	0	0	18	521
	96.5%	1.3%	0.6%	1.2%	0.4%	0.0%	0.0%	3.5%	100.0%
51～300人	774	22	7	3	6	0	2	40	814
	95.1%	2.7%	0.9%	0.4%	0.7%	0.0%	0.2%	4.9%	100.0%
301人以上	118	9	0	2	0	0	0	11	129
	91.5%	7.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	8.5%	100.0%
31人以上 総計	1,395	38	10	11	8	0	2	69	1,464
	95.3%	2.6%	0.7%	0.8%	0.5%	0.0%	0.1%	4.7%	100.0%
51人以上 総計	892	31	7	5	6	0	2	51	943
	94.6%	3.3%	0.8%	0.5%	0.6%	0.0%	0.2%	5.4%	100.0%

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

				合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
	① 定年制の廃止	② 65歳以上定年	③ 希望者全員65歳以上の継続雇用制度		
31～300人	70 (71)	292 (259)	984 (707)	1,346 (1,037)	1,721 (1,674)
	4.1% (4.2%)	16.9% (15.5%)	57.2% (42.2%)	78.2% (61.9%)	100.0% (100.0%)
31～50人	47 (43)	143 (113)	414 (303)	604 (459)	721 (679)
	6.5% (6.3%)	19.8% (16.6%)	57.4% (44.6%)	83.7% (67.6%)	100.0% (100.0%)
51～300人	23 (28)	149 (146)	570 (404)	742 (578)	1,000 (995)
	2.3% (2.8%)	14.9% (14.7%)	57.0% (40.6%)	74.2% (58.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (0)	9 (6)	67 (33)	77 (39)	139 (137)
	0.7% (0.0%)	6.5% (4.4%)	48.2% (24.1%)	55.4% (28.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	71 (71)	301 (265)	1,051 (740)	1,423 (1,076)	1,860 (1,811)
	3.8% (3.9%)	16.2% (14.6%)	56.5% (40.9%)	76.5% (59.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	24 (28)	158 (152)	637 (437)	819 (617)	1,139 (1,132)
	2.1% (2.5%)	13.9% (13.4%)	55.9% (38.6%)	71.9% (54.5%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5 70歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上定年	③70歳以上の継続雇用制度		④ その他の制度で70歳以上まで雇用	合計 (①+②+③+④)	報告した全ての企業
			希望者全員70歳以上	基準該当者70歳以上			
31～300人	70 (71)	33 (32)	84 (72)	157 (141)	57 (55)	401 (371)	1,721 (1,674)
	4.1% (4.2%)	1.9% (1.9%)	4.9% (4.3%)	9.1% (8.4%)	3.3% (3.3%)	23.3% (22.2%)	100.0% (100.0%)
31～50人	47 (43)	15 (17)	43 (35)	68 (48)	20 (29)	193 (172)	721 (679)
	6.5% (6.3%)	2.1% (2.5%)	6.0% (5.2%)	9.4% (7.1%)	2.8% (4.3%)	26.8% (25.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	23 (28)	18 (15)	41 (37)	89 (93)	37 (26)	208 (199)	1,000 (995)
	2.3% (2.8%)	1.8% (1.5%)	4.1% (3.7%)	8.9% (9.3%)	3.7% (2.6%)	20.8% (20.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (0)	0 (0)	1 (0)	9 (12)	4 (2)	15 (14)	139 (137)
	0.7% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.7% (0.0%)	6.5% (8.8%)	2.9% (1.5%)	10.8% (10.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	71 (71)	33 (32)	85 (72)	166 (153)	61 (57)	416 (385)	1,860 (1,811)
	3.8% (3.9%)	1.8% (1.8%)	4.6% (4.0%)	8.9% (8.4%)	3.3% (3.1%)	22.4% (21.3%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	24 (28)	18 (15)	42 (37)	98 (105)	41 (28)	223 (213)	1,139 (1,132)
	2.1% (2.5%)	1.6% (1.3%)	3.7% (3.3%)	8.6% (9.3%)	3.6% (2.5%)	19.6% (18.8%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「70歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「70歳以上定年」、「70歳以上の継続雇用制度」及び「その他の制度で70歳以上まで雇用」の合計である。

「その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合		希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合		70歳以上まで働ける企業割合	
北海道	97.3%	(94.8%)	70.2%	(47.2%)	17.1%	(17.2%)
青森	88.1%	(97.5%)	71.4%	(55.9%)	17.6%	(19.0%)
岩手	90.2%	(97.1%)	76.9%	(60.2%)	19.3%	(18.4%)
宮城	95.4%	(95.6%)	70.7%	(47.2%)	20.2%	(17.9%)
秋田	98.9%	(98.3%)	80.0%	(61.2%)	22.5%	(18.2%)
山形	90.8%	(97.2%)	63.9%	(45.7%)	14.6%	(13.7%)
福島	86.8%	(96.3%)	64.8%	(50.3%)	15.4%	(14.4%)
茨城	79.2%	(95.3%)	66.0%	(53.6%)	17.4%	(17.0%)
栃木	97.9%	(97.7%)	71.7%	(52.7%)	16.4%	(17.1%)
群馬	90.2%	(96.7%)	70.8%	(56.2%)	17.1%	(16.8%)
埼玉	93.5%	(98.9%)	74.0%	(53.5%)	18.6%	(18.8%)
千葉	92.3%	(95.1%)	69.1%	(50.7%)	24.1%	(23.6%)
東京	92.1%	(96.8%)	58.3%	(39.4%)	14.3%	(15.3%)
神奈川	92.6%	(98.8%)	66.8%	(46.4%)	17.7%	(18.4%)
新潟	95.3%	(98.1%)	72.8%	(56.2%)	14.6%	(14.2%)
富山	90.6%	(99.4%)	64.3%	(48.1%)	24.8%	(24.0%)
石川	89.6%	(95.6%)	69.5%	(50.6%)	17.7%	(16.7%)
福井	92.8%	(99.6%)	68.1%	(57.7%)	17.9%	(18.3%)
山梨	94.0%	(95.2%)	67.0%	(46.2%)	16.5%	(15.3%)
長野	91.0%	(99.3%)	70.8%	(59.3%)	20.6%	(22.3%)
岐阜	94.1%	(99.5%)	76.6%	(59.9%)	21.8%	(20.9%)
静岡	97.1%	(98.1%)	74.5%	(55.3%)	20.4%	(22.1%)
愛知	94.6%	(97.6%)	66.3%	(49.3%)	22.3%	(21.6%)
三重	98.7%【2位】	(98.6%)	76.5%【5位】	(59.4%)	22.4%【7位】	(21.3%)
滋賀	92.5%	(99.1%)	66.6%	(48.1%)	16.7%	(19.5%)
京都	91.6%	(97.0%)	70.3%	(52.0%)	17.8%	(17.5%)
大阪	95.2%	(98.2%)	62.2%	(45.5%)	18.2%	(18.5%)
兵庫	90.1%	(96.2%)	64.7%	(47.5%)	16.9%	(17.4%)
奈良	87.5%	(96.0%)	70.8%	(56.0%)	22.4%	(20.5%)
和歌山	94.9%	(97.7%)	71.2%	(52.9%)	19.9%	(19.9%)
鳥取	91.2%	(98.5%)	64.3%	(51.1%)	17.8%	(18.0%)
島根	96.9%	(99.4%)	75.5%	(56.6%)	25.1%	(23.5%)
岡山	80.8%	(96.8%)	63.1%	(52.6%)	21.5%	(20.9%)
広島	93.5%	(96.8%)	70.5%	(52.4%)	19.0%	(19.1%)
山口	93.4%	(98.1%)	69.9%	(52.6%)	23.6%	(21.5%)
徳島	92.8%	(96.5%)	69.0%	(52.8%)	21.4%	(20.9%)
香川	92.1%	(96.3%)	69.1%	(52.2%)	20.4%	(18.3%)
愛媛	96.4%	(99.6%)	62.5%	(45.2%)	22.8%	(22.1%)
高知	92.4%	(98.8%)	65.5%	(46.9%)	16.0%	(14.4%)
福岡	87.1%	(97.8%)	61.6%	(46.2%)	17.1%	(17.8%)
佐賀	91.1%	(99.2%)	63.7%	(47.5%)	16.7%	(16.7%)
長崎	82.5%	(96.1%)	63.2%	(47.7%)	19.5%	(20.2%)
熊本	86.7%	(95.5%)	64.0%	(48.0%)	15.2%	(14.5%)
大分	96.2%	(97.2%)	78.6%	(59.9%)	19.3%	(22.2%)
宮崎	89.0%	(98.7%)	68.2%	(54.2%)	21.0%	(19.7%)
鹿児島	96.0%	(99.0%)	74.3%	(55.1%)	17.4%	(18.9%)
沖縄	84.6%	(89.1%)	61.0%	(43.4%)	16.4%	(16.6%)
全国計	92.3%	(97.3%)	66.5%	(48.8%)	18.2%	(18.3%)

※31人以上規模企業の状況

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

表7－1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者			うち子会社・関連会社等での 継続雇用者			定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)			定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)			継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	921	2,981	2,334	78.3%	(78.8%)	75	25.1%	—	626	21.0%	(20.3%)	21	0.7%	(0.9%)	641
うち女性	487	1,137	877	77.1%	—	4	0.4%	—	255	22.4%	—	5	0.5%	—	180

※過去1年間(平成24年6月1日から平成25年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表7－2 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況

	企業数 (社)	基準適用年齢到 達者総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き 続き継続雇用され た者)		継続雇用終了者数 (継続雇用を 希望しなかった者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない 者)	
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(61歳)がいる企業	149	718	650	90.5%	60	8.4%	8	1.1%
うち女性	69	216	184	85.2%	31	14.4%	1	0.5%

※平成25年4月1日から平成25年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

表8 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上	
51人以上 規模企業	平成17年	170,001人	(100.0)	10,693人	(100.0)	7,643人	(100.0)	3,050人	(100.0)
	平成18年	176,417人	(103.8)	11,648人	(108.9)	8,078人	(105.7)	3,570人	(117.0)
	平成19年	189,226人	(111.3)	14,217人	(133.0)	9,657人	(126.4)	4,560人	(149.5)
	平成20年	199,815人	(117.5)	17,452人	(163.2)	12,005人	(157.1)	5,447人	(178.6)
	平成21年	194,324人	(114.3)	18,976人	(177.5)	12,845人	(168.1)	6,131人	(201.0)
	平成22年	202,883人	(119.3)	20,724人	(193.8)	14,419人	(188.7)	6,305人	(206.7)
	平成23年	203,421人	(119.7)	21,055人	(196.9)	15,337人	(200.7)	5,718人	(187.5)
	平成24年	203,260人	(119.6)	21,289人	(199.1)	15,257人	(199.6)	6,032人	(197.8)
	平成25年	202,421人	(119.1)	21,699人	(202.9)	14,519人	(190.0)	7,180人	(235.4)
31人以上 規模企業	平成21年	218,177人	(100.0)	22,024人	(100.0)	14,874人	(100.0)	7,150人	(100.0)
	平成22年	228,117人	(104.6)	24,027人	(109.1)	16,668人	(112.1)	7,359人	(102.9)
	平成23年	230,051人	(105.4)	24,658人	(112.0)	17,801人	(119.7)	6,857人	(95.9)
	平成24年	230,674人	(105.7)	25,226人	(114.5)	17,932人	(120.6)	7,294人	(102.0)
	平成25年	231,538人	(106.1)	25,945人	(117.8)	17,232人	(115.9)	8,713人	(121.9)

※()は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)